

製造原価報告書

【作成上の留意点】

- (1) 加工又は工事原価の場合は、製造を加工又は工事と書き換えること。
- (2) 原料の場合は、原料とし、材料の場合は材料費とすること。
- (3) 外注費は買入部品費に類似するものは材料費の区分に含め、外注加工費の場合は経費に含めることができる。
- (4) 事業規模と内容により事業費については、直接的な科目を使用し、他の事業と共通的な事業費については、一般管理費に含めてもよい。
- (5) 製造、加工、工事等の事業費は、製造原価以外の事業費もあるので、事業別損益計算形式を採用する場合は、その事業の区分にこれら製造原価内容を記載し、製造原価報告書の作成にかえることができる。
- (6) 建設業に関しては「建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件（昭和57年建設省告示1660号、最終改正平成18年7月7日国土交通省告示第748号）」により、別途「完成工事原価報告書」の作成とその基準が定められているので留意すること。

製造原価報告書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

円

I 原（材）料費

(1) 原（材）料費

期首棚卸高	× ×
当期仕入高	× ×
計	× × ×
期末棚卸高	△ × × × × ×

II 外注費

III 労務費

(1) 賃 金

(2) 給料手当	× ×
(3) 賞 与	× ×
(4) 雜 納	× ×
(5) 退職給与引当金繰入	△ × ×
(6) 福利厚生費	× ×
(7) 退職給付費用	× × × × ×

IV 経費

(1) 工場消耗品費

× ×

(2) 不動産賃貸料	× ×
(3) 機械装置賃借料	× ×
(4) 電力料	× ×
(5) 燃料費	× ×
(6) 水道費	× ×
(7) 交際費	× ×
(8) 旅費交通費	× ×
(9) 通信費	× ×
(10) 修繕費	× ×
(11) 支払保険料	× ×
(12) 租税公課	× ×
(13) 減価償却費	× ×
(14) 雜 費	× ×
当期総製造費用	<u>× × × ×</u>
期首仕掛品棚卸高	<u>× ×</u>
計	<u>× × × ×</u>
期末仕掛品棚卸高	<u>△ × ×</u>
当期製品製造原価	<u>× × × ×</u>